

東京都男女平等参画審議会

第3回総会

平成23年12月19日（月）

東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課

東京都男女平等参画審議会第3回総会

日時 平成23年12月19日（月）

午前10時～12時

場所 第一本庁舎南側33階特別会議室S6

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 答申（案）について
- 3 その他
- 4 閉 会

【資 料】

- 1 第4期東京都男女平等参画審議会 審議経過
- 2 「男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方について」
中間のまとめに関する都民意見の概要
- 3 「男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方について」
答申（案）
- 4 「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」
中間のまとめに関する都民意見の概要
- 5 「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」
答申（案）
- 6 今後の予定

午前10時00分 開会

○事務局（菊地） おはようございます。本日は、お忙しい中、ご出席くださいますありがとうございます。

時間となりましたので、これより東京都男女平等参画審議会第3回総会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告いたします。ご出席予定の委員の方は22名でございますが、現在、20名の方にご出席いただいております。東京都男女平等参画審議会運営要綱第5に定める総会の開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、進行は福原会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○福原会長 皆さん、おはようございます。座ったままで失礼いたします。

今日は、年末に差しかかりましてお忙しいところ、また寒いところ、朝からご出席をいただきましてありがとうございます。

これから審議に入るわけですが、審議会の公開について、繰り返しでございますけれども、ご確認をさせていただきたいと思っております。この審議会は、運営要綱第10により公開で行うものとする定められております。ただし、審議会の決定により一部非公開の取り扱いとすることができそうですが、特に問題はないので前回と同様に公開で進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速、議事に入らせていただきますが、本日の審議事項は答申（案）についてでございます。7月に知事から諮問されました2つの計画の改定に当たっての基本的考え方について審議を重ねてきたわけですが、まず初めに、中間のまとめ以降、この答申（案）に至るまでの経過について、事務局からご報告をお願いします。

○事務局（菊地） それでは、資料1をご覧ください。

開催月のところをご覧ください。9月12日、第2回総会では、各部会で取りまとめをいただきました中間のまとめ案についてご審議いただきました。総会での委員の皆様のご意見を踏まえ、修正したものを会長及び両部会長にご確認いただき、中間のまとめとさせていただきます。その後、10月19日から2週間、都民の皆様から意見募集を行いました。意見募集の結果、517件のご意見が寄せられました。このうち、男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方へのご意見は476件です。また、配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方へのご意見は41件です。11月上旬に両部会を開催し、都民の

皆様からお寄せいただきました多数のご意見や、総会での各委員の皆様の意見等を踏まえ、審議を重ね、作成していただきましたのがお手元の答申（案）でございます。

以上です。

○福原会長 ありがとうございます。

この答申（案）の取りまとめに当たりましては、委員の皆様には、特に両部会の部会長をはじめ、委員の方々には大変なご苦勞をおかけしたと存じております。この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、答申（案）の審議に入りますが、中間のまとめに対して、ただいまご報告のように、都民の皆様から多数のご意見が寄せられましたので、まずその結果の概要について事務局から報告をしていただきます。その後、部会長から答申（案）の検討状況についての説明をお願いし、続いて中間のまとめ以降の変更点などについて事務局から説明していただきたいと存じます。

それでは、「男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方について」の中間のまとめに関する都民意見の概要について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（吉村） それでは、資料2によりまして都民意見の概要をご説明させていただきます。

お寄せいただきましたご意見の項目別の件数につきましては、表の右下にございますとおり合計で476件でございます。お一方から複数の項目に関するご意見をいただいた場合もございますので、事務局で、分類、整理をさせていただきました。項目の指定がありました意見や、また該当する項目が明確なご意見についてはそれぞれの項目に整理しまして、中間のまとめの全体的な内容に関わるご意見につきましては、「中間のまとめ」全般として整理しております。

1枚おめくりいただきまして3ページをご覧ください。ここからは、いただいた都民意見の概要を中間のまとめの項目順に記載しております。記載に当たっては、ご意見の趣旨を踏まえ事務局で要約させていただきました。同趣旨の場合には、複数のご意見をまとめさせていただきます、各ご意見の最後に件数を括弧書きで記載しております。また、各項目の最後には、審議会の考え方を記載しております。

それでは、時間の都合もございますので、ご意見の概要を簡単に説明させていただきます。

「第1部 基本的考え方」についてのご意見は13件ございました。その要旨を幾つかご紹介させていただきますと、まず、1、一人一人が、自立した個人として意思と責任を持ち、

男女平等参画社会の実現のために行動していくという考え方に賛同するご意見のほか、4、人口減少には、女性の就労参加、経営参加が不可欠であり、その条件整備に何が必須かを考えなければならない。9、数値目標を重視すると、その達成自体が目的になってしまう危険性がある。表面的なデータに惑わされず、実態の把握に努めるべき。10、女性が男性より社会的に不利と見る前提が間違っている。11、家庭にいたい女性も主夫をしたい男性も、働く人と同じく認められる多様な生き方の肯定が真の男女共同参画ではないか。13、男女共通にマイノリティへの差別が深刻であるなどのご意見をいただきました。

裏面の4ページをご覧ください。ここからは、「第2部 行動計画に盛り込むべき事項」についてのご意見です。

「第1章、あらゆる分野への参画の促進」については全部で22件のご意見をいただきました。まず、全般についてのご意見として、1、女性の参画状況は国際的に見ても低いとの記述に対し、もしそうならば明確な根拠を示し、正確なデータに基づき、性別による不公平が起きない運用をお願いするなど、次に「(1)働く場における男女平等参画の促進」の「①均等な雇用機会の確保」については、1、職場環境における男女の雇用格差は無用であり、妊娠による退職は社会にとって損失であるとするご意見など、また「②多様な働き方を推進するための雇用環境整備」については、1、正規雇用と非正規雇用における賃金・保険制度等の格差をなくすべきとするご意見などもいただきました。

5ページ目の「③起業家・自営業者への支援」につきましても、1、自営業者への支援策に関するご意見、また「④育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援」については、1、都に、育児や介護等を理由にして離職させられることの防止策や、長期の育児休暇を企業に義務づけるなど、積極的措置を求めるとのご意見をいただきました。

「(2)社会・地域活動への参画促進」の「①政治・行政分野への参画促進」については、1、審議会等の構成員の2分の1を女性とすることや、女性管理職数の目標値を定めて登用を図ることについて、ご意見をいただきました。

6ページ目をご覧ください。「②地域・防災分野への参画促進」については、1と2で、仕事のため地域活動に参加できないとの問題点を指摘しながら対応策の記載がない。4から7では、防災分野において男女平等参画の視点が必要との記載を評価するご意見、8、防災対策にセクシュアル・マイノリティの視点を盛り込むべきなどのご意見がございました。

「③教育分野への参画促進」については、1、審議会等の女性委員の任用や女性管理職の登用を図ること、2、女性教員の育成について必要性は認めながら、女性を育成すると限定す

ることで教育現場への過度の介入にならぬよう、現場の意見を取り入れるよう求めるご意見をいただきました。

7ページをご覧ください。「第2章 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現」については合計で8件のご意見をいただきました。

まず、全般については、1、貧困やワーキングプアの問題に関するご意見をいただきました。「(1)仕事と生活の調和の実現」については、1、労働におけるメンタルヘルスは重要であり、その要因の一つである長時間労働への対応など、仕事と生活の調和を推進してほしいなどのご意見、また次の8ページ目でございますが、「(2)子育てに対する支援」については、1、共働き世帯の割合が高い都道府県では、出生率も高いという傾向があるため、正規・非正規を問わず、子育て世代の母親でも安心して働ける環境をつくるのが大切など、「(3)介護に対する支援」については、1、介護サービスの充実とともに、高齢者の自立を助ける新技術や医療システムの普及を進めることが介護コストの低下にもつながるとのご意見をいただきました。

9ページをご覧ください。「第3章 特別な配慮を必要とする男女への支援」については合計で9件のご意見をいただきました。全般については、1、具体的に挙げられたカテゴリー以外の人に対する支援や集団における構成間の相違も考慮すべきとのご意見、「(1)ひとり親家庭への支援」については、1、取組の方向性に、より具体的な提案を織り込むこと、親だけでなく子供への支援についても書かれるとよいとのご意見、「(2)高齢者への支援」については、1のとおり年金制度に関するご意見をいただきました。

10ページ目をご覧ください。「(3)若年層への支援」については、1、若年層の支援は本当に必要。丁寧な計画をつくってほしい。2、若年層が人生設計を実現できるような社会をつくるのが大人の責務。非正規雇用が増えている理由を分析し、取組を進めることを求めるなどのご意見をいただきました。

11ページをご覧ください。「第4章 人権が尊重される社会の形成」については、合計で382件のご意見がありました。まず、全般についてのご意見として、1、男性への社会の過剰な期待が男性の心の強さや支柱となるという美点もあるが、誰もが強いわけではなく、男女ともに支え合う社会で、弱さを享受する強さを持つべき教育が必要。4から8では、性差や年齢、性的指向等にかかわらず、すべての人の人権への配慮が必要などのご意見をいただきました。

次に、「①性暴力・ストーカー等の防止」については、1から6で、被害者は女性だけで

はなく男性もおり、性別にかかわらず救済措置を考えるべき。7、特に、配偶者からの暴力は、家庭内（親子間）暴力や虐待、職場での各種ハラスメント等とあわせて、特別視することなく口に出せるよう切り分けず考えてほしいなどのご意見をいただきました。

12ページをご覧ください。「②セクシュアル・ハラスメントの防止」については、1、セクシュアル・ハラスメントについては、人によって基準がばらばらなので、慎重な扱いをお願いする。2、セクシュアル・マイノリティに対する配慮の視点も盛り込むことなどのご意見をいただきました。

13ページをご覧ください。「（2）生涯を通じた男女の健康支援」については、1から3で、男性特有の病気への対応など、男性への健康支援も必要、4、不妊について、心のケアや治療への助成についても記載してほしい。5から10では、性教育を推進すべきとのご意見で、保護者に対しても教育の必要があるとのご意見もございました。

14ページをご覧ください。今回、最も多くのご意見をいただいたのがこちらの「（3）男女平等参画とメディア」の項目でございます。全体の約7割に当たる337件のご意見をいただきました。いろいろなご意見をいただいておりますが、特に多くの方からご意見をいただいた論点が大きく分類すると7点ほどございました。

まず、1点目としましては、14ページでございますが、1、「現状・課題」の中の「メディアの提供する情報の中には、女性や子供を性的ないしは暴力行為の対象として捉えた表現等も見受けられ、男女平等参画を阻害する要因の一つになっている」との記述について、科学的根拠が不明確とすることのご意見でございます。

2点目としては、同じページの9、「現状・課題」の中の「内閣府の調査によると、メディアにおける性・暴力表現について問題があると考えている人が8割に達している」との記述について、内閣府が実施した調査の方法、対象者、設問等の内訳のデータを明らかにしてもらわないと信用できないとのご意見でございます。

3点目としましては、そのすぐ下でございますとおり、10番、「現状・課題」の中の「表現の自由は尊重されるべきですが、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要がある」との記述について、性・暴力表現に接する自由やマスメディアや公共空間において不快な表現に接する自由もあるとのご意見です。

論点の4点目としては、15ページの32番をご覧ください。「取組の方向性」の「メディア事業者による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促すことが必要」との記述について、

公的機関が自粛を促すという時点で事実上の検閲であり反対とのご意見です。この記述については、16ページの45番から49番のあたりを中心に、表現の自由の侵害につながるので反対というご意見も多数いただいております。

5点目は、メディア・リテラシー教育についてでございます。メディア・リテラシーというのは、情報を主体的に読み解き、その情報を見極めて、取捨選択する能力や自ら発信する力のことを言いますが、その育成について賛同するご意見をいただきました。16ページにお戻りいただきまして51番から53番のあたりや、他のご意見の中でも、メディア・リテラシーを身につけるには、性・暴力表現を含め、多様な表現に触れさせるべきという趣旨のご意見をいただいております。

論点の6点目でございますが、同じページの59番のあたりでございますが、「都に求める取組」の「不健全図書類の区分陳列を徹底する必要がある」との記述について、区分は既に十分に行われており、現在の取組以上に徹底する必要はないとのご意見でございます。

最後の7点目でございますが、17ページをご覧くださいませでしょうか。67番から71番の意見などがございますとおり、青少年が携帯電話の利用者である場合にフィルタリングを義務化することについて、家庭への介入であることのご意見ございました。

メディアについては以上でございます。

次に、20ページをお開きください。「第5章 男女平等参画を推進する社会づくり」については、合計で15件のご意見をいただきました。まず、「(1) 教育・学習の充実」についてですが、1、性別により専攻分野に偏りがあるとの記述について、男女の脳の働きの違いもあるので、隔たりがあるからよくないと考えるのではなく、どういう環境であれ、学生がきちんと学べる場をつくるのが大事。3、学校や社会等で男女共同参画教育を施すことには問題ないが、あくまで男女平等ならぬ男女公平を重んじてほしいなどのご意見をいただきました。

21ページをご覧ください。「(2) 普及・広報の充実」の「①情報・交流の推進」については、意見はございませんでした。その下の「②社会制度・慣行の見直し」については、1、東京都の世論調査結果における社会通念・習慣・しきたりなどにおける男女の地位に関する平等感の記載について、日本で最も都会化が進んだ東京都で、この調査結果は不審であることのご意見をいただいております。「(3) 推進体制」については、1、全国の先進・模範となるべき取組を展開するために、都の体制の整備を急ぎ求めるとのご意見をいただきました。

22ページをご覧ください。中間のまとめに関すること全般に関しましては27件のご意見を

いただきました。1から4は、中間のまとめの内容や男女平等参画の推進に賛成するご意見、5から18は、それとは逆に男女平等といいながら、女性を優遇し、男女差別を推進するなどの理由により、内容に反対するご意見でございます。19、20では、セクシュアル・マイノリティへの配慮を求めるなどのご意見をいただいております。

なお、この都民意見の概要につきましては、後ほどご説明差し上げますが、資料3の答申(案)の巻末に参考資料として掲載しております。

駆け足の説明で恐縮でございますが、以上でございます。

○福原会長 ありがとうございます。

お聞きのように、たくさんのご意見をいただいております。

それでは、答申(案)の検討状況について、男女平等参画部会の武石部会長にお願いをいたします。

○武石部会長 それでは、私のほうから、中間の取りまとめ以降の男女平等参画部会の検討状況について、ご報告をさせていただきたいと思っております。

前回の総会で委員の皆様からいろいろなご意見をいただきました。また、その後、今ご紹介がございましたように、都民の皆様から、大変広範なご意見、具体的な方策等についてのご意見をいただいております。特に、都民の方からのご意見に関しましては、そもそもこの男女平等参画ということに関して、女性優遇的な考え方ではないかというような全般的なご意見もございましたが、今回のこの答申(案)の中では、男性の問題、あるいは男性が、いろいろな状況の中で自分らしいライフスタイルが選択できていない状況というのに配慮したつもりでございまして、都民の皆様の非常に高い男女平等参画意識というのを改めて認識させていただいたということでございます。

前回の総会、それから都民の皆様からのご意見を踏まえて、いろいろ議論すべき点があったわけですが、部会でその議論をいたしました。特に、修正が必要となった部分を中心に、資料3に基づきましてごく簡単に私からそのポイントだけを説明させていただきます。詳細は、またこの後、事務局のほうからご説明があると思っておりますので、そちらへお任せするということで、重要な点を説明させていただきます。

まず、最初の「はじめに」のところは、これまでの状況をより詳細に修正いただいた部分になります。1ページ、2ページのところで幾つか下線がある部分がございますが、現状認識のところがございますので、正確さを期すために、文章修正を行っているというところでの修正が幾つかございます。

それから、7ページからが具体的に計画に盛り込むべき事項ということで項目ごとに具体的な内容を記載している部分でございます。全体として、図表、データが幾つか出てくるのですが、これが、前回の案のときは、そのスパンが短いもの、長いものといろいろありましたので、できるだけ10年、20年ぐらいの中期的な変化を見ながら、今の状況を押さえっていくということで、データの精査を行って、これが全般にわたる修正になっております。

それから、文言に関して言いますと、12ページをご覧いただきたいと思うのですが、ここに下線部がございます。これは、前回の総会でも何人かの委員の方からご意見をいただいた部分です。つまり、正社員の働き方の多様化ということで、勤務地限定制度などの具体的な案がここに記載されているわけです。勤務地限定制度などは、これまでもそういった制度があるという企業はあったわけですが、これからのこういった制度が求められる背景には、一つは正社員の働き方が非常に画一的であったことへの課題があります。これは、女性が労働市場に参画する上での阻害要因になりますし、男性もそういった画一的な働き方というのに決して満足しているわけではありません。ですから、正社員の働き方を多様にしていくというのは非常に重要な点であろうとは思いますが、これまでもあったこういった制度と少しニュアンスが違う点は、やはり本人が望んで選んでそういう多様な働き方を受け入れていく、その際に納得性の高い処遇がそこで得られるということが重要ではないかということで、この文言を修正しているということでございます。

それから、少し飛びまして、27ページになりますが、このあたりも多様な働き方に関するワーク・ライフ・バランスの部分での記述でございます。多様な働き方をしていく社員、これから男女ともに増えていくと思いますが、そういった人たちが真に能力発揮できるようにということの重要性を踏まえて、その職場運用のあり方の検討といったことの必要性についても指摘しているということでございます。

それから、これもちょっとまた飛んで恐縮です。45ページまで飛びますが、性暴力・ストーカーの防止ということでの項目がございます。先ほど都民の皆様からの意見の中に、こういった被害が、女性だけではなくて男性にもあり得ることだというご意見がございました。性犯罪の被害が女性に限定されるということではないのですが、現実にはその被害は女性に多いという実態を踏まえて、そういった記述に修正をしているという部分でございます。

それから、53ページの「男女平等参画とメディア」、都民の皆様からのご意見が多かった部分です。ここは、非常に多くのご意見がありましたので、少し丁寧にご説明したいと思います。

都民意見の7割というのがここに集中していたということでございまして、ここへの関心が、非常に高かったということがございますが、基本的にこの内容としましては、前回の本審議会の答申、それから現行の行動計画、皆様の机の上のファイルにもございますが、これと同じスタンスでの書きぶりになっております。また、国のほうの計画も、昨年策定されていますが、それとの整合性も図りながら取りまとめたということで、今回、何か踏み込んでメディアに関して規制していくというようなことではないということをまず申し上げたいと思います。

ということですので、都民の皆様からたくさんの意見をいただきましたが、基本的に答申の案から大きく変更する必要はないのではないかとというのが、まず部会の意見、考え方でございます。

それで、非常に多くご意見が寄せられましたのが、54ページ、「取組の方向性」のところの上の、メディア事業者の自主的取組を促すという記載の部分です。これに関して、検閲あるいは表現の自由を侵害すると、こういったことに当たるのではないかとというようなご意見をいただいております。

この部分、繰り返しになりますが、新たな計画に盛り込むことをお願いしているわけですが、これでこれまで以上に規制を強化するというようなことではなく、業界団体における倫理規定の遵守、あるいはメディア事業者の皆様にも自主的な取組を引き続き求めていくということとございまして、これまでと同様の表現でございまして、検閲ということではもちろんありませんし、表現の自由を侵害するというものでもございません。

ということで、この最初の部分、「表現の自由を十分に尊重しつつ」という、この表現を加えました。これは、53ページの3つ目の丸のところも同様ですが、ここにも「表現の自由を十分に尊重しつつ」という、この表現を加えて、ご懸念の点は払拭するということを考えております。

それから、もう一つ、多くの意見がございましたのが、53ページの4つ目の丸、東京都青少年の健全な育成に関する条例、そしてこれに関連して54ページのところの先ほどもお話がありました不健全図書類の区分陳列あるいはインターネット利用の際のフィルタリングといった点です。こういったことに関するご懸念のご意見がございました。

まず、この答申（案）は、前回の計画以降にこの条例が改正されたということがありまして、新たにこういった部分が条例に加わっているわけですが、答申としては、この条例で決められている以上のことを何か都に求めていくというものではございません。条例に沿って

こういうことをきちんとやっていただきたいということでの意見ということでもとめてございます。

それで、ここで誤解がないようにするために、53ページ、4つ目の丸の最後でございますが、今後もこの条例に基づき対応していく必要がありますということで、条例の施行というのはきちんとやっていただくということでの記載を追加したということでございます。

「男女平等参画とメディア」に関しましては、いろいろなご意見がありました。全体としてはこういう形での対応をさせていただきたいと考えました。

以上が、部会からの主な点のご説明ということでございます。今回、いろいろご意見をいただいた都民の皆様、それから大変お忙しい中、部会で議論いただいた部会の委員の皆様にはお礼を申し上げたいと思います。都民の皆様から非常に具体的な提案もありましたので、都のこれからの計画の中に反映させていただけるとありがたいということを最後に申しあげたいと思います。

以上でございます。

○福原会長 ありがとうございます。両部会に参加した方々は大変ご苦労さまでございました。

それでは、続きまして事務局から答申(案)の説明をお願いすることになります。

○事務局(吉村) それでは、中間のまとめからの主な修正箇所につきまして、資料3の答申(案)を使ってご説明させていただきます。部会長の説明と若干重なる部分がありますが、ご容赦いただければと存じます。

まず、資料3、答申(案)の表紙をおめくりください。最初のふせんのつきました「はじめに」のページでございますが、後段の下線部の箇所につきまして、中間のまとめ以降の都民意見の募集等の経緯を踏まえまして、答申に合わせた記載に修正をさせていただきました。

2枚おめくりいただきまして、1ページ目をご覧ください。「第1部 基本的考え方」の「2 男女平等参画をめぐる現状認識」、「(1) 社会経済環境の変化」の3つ目の丸の箇所でございますが、社会の諸制度について新たな枠組みが必要となっていること背景を追加いたしました。下線部のとおり、既に人口減少社会に入り、労働力人口の減少が進む中、多様な人材が社会に参画して活躍できるように、新たな枠組みを構築する必要があるという文言に修正しております。

裏面の2ページ目をご覧ください。中段でございますが、「(2) 女性の参画の現状」の2つ目の丸で、人間開発指数(HDI)とジェンダー・ギャップ指数(GGI)の最新の順

位が公表されておりますので更新いたしました。あわせて、国際的に女性の参画が進む中、日本が下位で伸び悩んでいるという現状につきまして、記述を追加いたしました。

また、4つ目の丸の下線部では、所定内給与額の男女間格差の主な要因について、記述を追加いたしました。

次に、9ページ目をご覧ください。上の所定内給与額の男女間格差の推移の図表でございますが、部会長からもご説明いただきましたとおり、これ以降のページについても同様ですが、図表により、統計データが示す期間に、ばらつきがありましたので、概ね20年程度を目安に差し換えを行っているのと、また最新のデータが公表されたものにつきましても更新しております。

次に、12ページをご覧ください。こちらの下線部の修正箇所につきましては、先ほど部会長から丁寧にご説明いただきましたので省略させていただきます。

次に、18ページをご覧ください。こちらは、「育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援」の項目でございますが、一番下でございます「都民・事業者に求められる行動」について、中間のまとめの段階では、取組を2つ記載していたのですが、内容に重複感がありましたので、1つにまとめて記述を整理させていただきました。

次に、22ページをご覧ください。こちらは「地域・防災分野への参画促進」の項目でございます。その前のページの「現状・課題」の中で、地域活動への参加について、働く世代の男性の多くは仕事に追われて参加が難しい状況にあるという問題点を指摘しておりますが、都民意見で、この問題点への対応策がないとご指摘をいただきましたので、この22ページの「取組の方向性」、またそれに対応して「都に求める取組」や「都民・事業者に求められる行動」のそれぞれ一番下に、仕事と生活の調和に関する記述を追加させていただきました。

次に、26ページをご覧ください。こちらは、「仕事と生活の調和の実現」の項目でございますが、5つ目の丸の最初の下線部は最新データへの更新でございます。次の下線部は、都民意見で、中間のまとめの記載が少し分かりにくいとご指摘がございましたので、文言修正させていただきました。

次の27ページにつきましては、先ほど部会長からご説明いただいたとおりでございます。

29ページをご覧ください。1行目で、「都に求める取組」として、企業の事例紹介について記載しておりましたが、その具体的内容の例示を追加いたしました。

少し飛んで45ページをご覧ください。こちらの下線部は、先ほど部会長からご説明いただきましたとおり、こうした行為が男女双方にとって重大な人権侵害であるという認識のもと

に、記述を修正いたしました。

次に、53ページからのメディアの箇所につきましては、先ほど部会長から丁寧なご説明をいただきましたので、概ね省略させていただきますが、1カ所だけ、54ページの「都民・事業者に求められる行動」で、下線を引いたところが2つあるのですが、これは、内容は変わっておりませんで、前のページの、「現状・課題」での指摘の順に対応させるように、順序を入れ替えさせていただきました。

なお、先ほども申し上げましたとおり、巻末の参考資料の中に、都民意見の募集結果を追加させていただきました。

大変簡単ですが、説明は以上でございます。

○福原会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、同様に、「配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」の中間のまとめに関する都民意見の概要について、事務局からご報告をお願いします。

○事務局（吉村） それでは、資料4で、都民意見の概要をご説明させていただきます。

お寄せいただいたご意見の件数の合計は、表の右下にございますとおり41件でございます。

1枚おめくりいただきまして3ページをご覧ください。「第1部 基本的考え方」についてのご意見は3件ございました。ご意見の要旨といたしましては、まず1、配偶者等と配偶関係に限定していない点、配偶者暴力が個人の尊厳を傷つけるだけでなく男女平等参画社会の実現を妨げると明示した点は評価できる。2、デートDVなど、必ずしも配偶関係によらない暴力も問題であることから、計画名称を配偶者等暴力対策と変更することが必要と、計画の名称変更賛成のご意見、3は逆に、基本計画は法律で国の基本方針に即して定めなければならないとされている。計画の名称変更は、法律の配偶者の定義から踏み出すもので、「等」を入れることで内容もあいまいになる懸念があるため、名称変更は必要ないとのご意見でございます。

その下は、「第2部 基本計画に盛り込むべき事項」についてのご意見です。「1 暴力の未然防止と早期発見の推進」については、1、学校教育の中での暴力未然防止教育の必要性や、2、被害の早期発見のため保健所の乳児検診の機会を生かすことや、都のテレビ放送などメディアを利用した情報提供について、ご意見をいただきました。

「2 多様な相談体制の整備」については、1や2では、外部専門家によるスーパーバイ

ズの充実やDV専門相談員、コーディネーターの設置など人材養成を進めるべきとのご意見、3、図書館、児童館、駅や区民ホール等に常設で気軽に寄って悩みを話せる場所があればと思う。4、高齢者虐待の相談現場とDVの相談現場での連携がよりよく図れるよう、また高齢のDV被害者がよりよい支援を受けられるよう、より具体的な方向性の記述をお願いするなど、4件のご意見をいただきました。

裏面の4ページをご覧ください。「3 安全な保護のための体制の整備」については、民間団体との連携や民間団体のシェルターへの財政的支援に関するご意見をいただきました。

「4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」については、1、女性への暴力には女性の警察官・担当者が対応すること、1の後段から3では、ワンストップサービスやワンストップセンターの整備を推進すべきとのご意見、4から6では、自助グループ等への支援、民間住宅に入居する際の公的保証制度の必要性、子供のケア体制の充実について賛同のご意見をいただきました。

「5 関係機関・団体等の連携の促進」については、1、支援の全体を把握し、行政・民間の各資源の状況、当事者支援のためのプログラム構成、どこにつなげばよいかのネットワーク利用が分かっているコーディネーター、またはその機能が必要とのご意見がありました。

5ページをご覧ください。「6 人材育成の推進と適切な苦情対応」については、1、相談員の専門的能力の評価とそれに見合った処遇の検討についての記述を評価するご意見、2、裁判、警察の取調べ等で受ける被害者の二次被害についてもサポート機関を設置し人権に配慮してほしい。

また、「7 調査研究の推進」については、加害者の更生プログラムの必要性と自助・他助を実践するグループの育成に関するご意見をいただきました。

最後は、中間のまとめ全般に関するご意見ですが、8件ございました。1、ステップハウスや子供の心のケア、自助グループ、民間支援団体の役割の重要性やワンストップセンターの必要性を述べた点などが評価できる。2、男性被害者の存在を含めた対策を評価する。3、DV対策に不満がある。女性への暴力が問題なのではなく、弱者への暴力が問題。4、配偶者暴力、性暴力などの被害者の救済、ケアに力を入れてほしい。5、対象を異性間の配偶者に限定せず、同性のパートナー間での暴力などセクシュアル・マイノリティにも配慮した視点での施策を要望するなどのご意見をいただきました。

なお、こちらの都民意見の概要につきましても、資料5の答申（案）に参考資料として掲載しております。

説明は以上でございます。

○福原会長 ありがとうございます。

それでは、答申（案）の検討状況につきまして、配偶者暴力対策部会の湯澤部会長にお願いいたします。

○湯澤部会長 それでは、資料4をもとに説明させていただきます。

まず初めに、多くのご意見を都民の方々からいただきましたことに、感謝を申し上げたいと思います。

まず、3ページの「基本的な考え方」の部分でございますが、いただいたご意見をもとに、時間を割いて議論させていただきました。この計画の名称について、「等」を含めることによって、内容が曖昧になるのではないかという懸念の意見がありました。この点については、様々な角度から検討させていただきまして、むしろそのような弊害は少ないと考えられること、それ以上に、このような表現にすることで、被害を受けている方々、とりわけ若い年齢層の方々も、早期に自分たちの問題として認識できる、気が付くことができるというメリットが大きいことを確認させていただきました。

第2部の「1 暴力の未然防止」という点でございますけれども、これにつきましては、暴力の未然防止教育の必要性について、学校教育においても、人権教育においても、この暴力とは何かという問題をはじめ、自分を守ることや、他者を傷つけないこと等について、必ず子供たちが学べるような体制の整備が必要であることを議論させていただきました。

そして、「2 多様な相談体制の整備」のところでございますけれども、相談の現場におきましては、様々なデータだけではとらえられない暴力の実態というものが現れているわけございまして、被害者それぞれの実情に応じたきめ細かな支援の体制整備ができるように、ぜひ計画の実行段階で取り入れていく必要があるということを議論させていただきました。

また、2の1番の専門員の配置へのご意見についてでございますが、やはりコーディネートの機能が、今とても重要になってきているということがあります。実際、市区町村段階でコーディネート機能を強化していくことの必要性はもとより、部会の中での議論としましては、東京都の組織の中にも、例えば参画課の中に、あるいはウィメンズプラザということになるかもしれませんが、専門官といいますか専門員といいますか、そのコーディネートができる専門員の配置をぜひお願いしたいということが要望でございます。

続きまして、4ページ、5ページのほうに参りますけれども、生活再建の部分、4番のところワンストップセンターについて、また中間のまとめ全般のところでも、ワンストップ

サービス及びワンストップセンターの必要性について、たくさんご意見をいただいております。これは、部会の中でもかなり時間を割いて議論してきたところでございますので、ぜひ計画の促進の中で実現化させていただきたいと思う点でございます。

そして、スーパーバイズの機能ということについても議論させていただきました。例えば児童虐待の分野では、都の窓口でスーパーバイザーの登録があり、そこを様々な活用できるというようなこともありますので、ぜひこの領域においても、スーパーバイザーの活用はシステムとして推進できるようなことを個別施策の検討段階で要望したいという意見が出されております。

雑駁ですが、この法制定から10年経っている現段階で、さらなる前進が図られるような計画の立案ということをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○福原会長 ありがとうございます。ご苦勞さまでした。

それでは、これを受けて、事務局から答申（案）の説明をしていただきます。

○事務局（吉村） それでは、資料5、答申（案）を使いまして、中間のまとめからの主な修正箇所についてご説明させていただきます。

まず、表紙をおめくりください。こちらの「はじめに」でございますが、先ほどの行動計画のほうと同様でございますが、後段の下線部の箇所につきまして、中間のまとめ以降の検討の経緯等を踏まえまして、答申にあわせた記載に修正をいたしました。

次に、13ページをご覧ください。こちらは、「都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実」の項目でございます。都内相談件数の推移の図表で、一番上の点線は区市町村の相談件数を示しておりますが、平成22年度の実績がまとまりましたので追加をいたしました。その下の「取組の方向性」の1つ目につきましては、先ほど部会長からご説明いただきましたとおり、被害者への効果的な支援には関係機関のコーディネートが重要との都民意見も踏まえまして、都に配置する専門員については、コーディネート機能を有する必要があるということを明記いたしました。

裏面の14ページをご覧ください。こちらは、「身近な地域での相談窓口の充実」の項目でございますが、1つ目の○で、先ほど申し上げましたとおり、区市町村での22年度の相談実績がまとまったことを踏まえ、記述を更新いたしました。

次に、16ページをご覧ください。「被害者の状況に応じた相談機能の充実」の項目でございますが、ページ後段の「取組の方向性」につきまして、都民意見で、高齢者虐待の相談現

場との連携強化や高齢の被害者への支援の充実に関してご意見をいただいたことを踏まえまして、中間のまとめでは1つの取組で書いてあったものを、2つに記載を分けまして充実したところでございます。

なお、こちらの答申(案)につきましても、巻末の参考資料に都民意見の募集結果を追加しております。

説明は以上でございます。

○福原会長 ありがとうございます。

それでは、全体の説明が終わりましたので、内容の検討に入らせていただきます。

まず最初に、「男女平等参画のための東京都行動計画改定に当たっての基本的考え方について」の答申(案)から検討を始めたいと存じます。記載内容等についてのご意見がございましたらお願いいたします。

なお、例のとおり、発言時間でございますが、前回も前々回も同様、できるだけたくさんの皆様に時間内でご発言の機会を提供するために、発言時間はお一人1回につき3分以内とさせていただきます。皆様の貴重な時間を使っての審議会ですので、どうぞご協力をお願いいたします。

どの部分からでも結構ですので、ご意見をちょうだいできればと思います。挙手でお願いいたします、今のご説明について。

高橋委員。

○高橋(史)委員 高橋でございます。

先ほどメディアの問題が都民の意見の7割ぐらい占めたというご報告でございました。それで、54ページに「表現の自由を十分な尊重しつつ」という文言を加えると。

このこと自体はこれで結構だと思いますけれども、私は、特に都民の意見の17ページ、先ほどフィルタリングについて家庭教育の介入になるのじゃないかという意見が、67、70、71、あるいは行政の家庭教育の介入ではないかと、こういう意見があったわけでございますが、この点については、子供の発達を保障するという観点、あるいは家庭教育支援という視点を十分に配慮する必要があるということで申し上げたいと思います。

その理由は、児童の権利条約の第5条で、「法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」とございます。同第12条は「児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」とあります。

ドイツ政府が同条約を批准した公的解釈によれば、保護的措置に対する児童の地位こそが権利という言葉で表現されています。

私は、日本の外務省の見解を求めましたところ、人権難民課長は、これは保護されるべき権利の規定ととらえているという回答でございました。つまり、子供は発達段階に応じて保護される権利があるということでございます。

教育基本法の第10条は、ご承知のように、家庭教育の独立規定を新たに盛り込みまして、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と、明記をいたしました。

そして、教育振興基本計画では、特に重点的に取り組むべき事項として家庭教育支援というものを位置づけておりまして、今、文部科学省は、国を挙げて、家庭教育支援チームの組織化、子育てサポーターリーダーの育成、埼玉県では、それを踏まえて、ネットアドバイザーというものを育成しまして、フィルタリングについて保護者に啓発をするということに取り組んでおりますが、子供の発達を保障する、あるいは家庭教育支援という観点を入れる必要があるということでございます。

それから、行政の介入だということにつきましては、平成15年3月の中教審答申で、「教育行政の役割としては、家庭における教育の充実を図ることが重要である」と明記しましたし、22年9月の文部科学省の通知、ここでは、生徒指導と、それから児童の健全育成と家庭教育支援が連携しないといけないということを言っております。つまり、今申し上げた家庭教育支援、子供の発達の保障、そういう観点から、これまでの行政の家庭教育への介入という固定観念はとらえ直す必要があるということをお願いしておきたいと思っております。

○福原会長 ありがとうございます。大変具体的にご意見をいただきましてありがとうございます。

それでは、ほかにどなたかいらっしゃいますか。どうぞ。いかがでしょう。どうぞ。

○大津委員 大津です。

本年は、3月11日の東日本大震災も発生したことにより、やはり命のかかった災害時というのは、男女不平等参画が広がった、後退したということがはっきりと3回の視察や各機関からの現場の実態報告を聞かせていただき分かりました。今後、防災には、防災計画の段階から復興まで、そして現場としての避難所の運営すべてに女性を参画させていかななくてはなりません。

10月26日の決算委員会で、女性ゼロ撲滅のための質問をしたところですが、首都東京の防災会議は、男性65人で女性がゼロでありました。答弁としては、防災政策、方針決定過程や防災の現場における女性の参画を掲げる視点に立ち、都の防災対策に取り組んでいくという答弁でもありましたが、47都道府県で防災会議に女性がいないのは10都道府県であり、その中にこの東京が入ってしまっていた現実であります。

この審議会を通じて、福原会長や井澤局長、そして菊地部長が先導して、オール都庁として、すべての審議会、委員会、復興関係これらに関しては、女性ゼロという数字を掲げた目標はぜひ達成・促進していただきますよう、心からお願いをしたいと思います。

そして最後ですが、やはりこの命と安全を守る機構の中での男女不平等参画というのが一番問題であると考えます。男女がお互いに尊敬し合える社会が、強いてはお年寄りや子供も一緒に、老若男女が尊重し合える社会が、ましてや暴力や差別を受けることなく、安心して暮らせる、そうした社会が本当に成熟をした国家であり、それは日本が目指すべき方向であると思っています。

以上、よろしく申し上げます。

○福原会長 ありがとうございます。大津委員は、被災地を訪問されて、特にその感じを強く持たれたのではないかと考えています。では、このことについては、ご意見を十分に尊重して働きかけしていきたいと思っています。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。いかがでしょう。どうぞ。

○西本委員 今後の実務に向けての期待という意味で、若干紹介させていただきたい事例がございます。私は弁護士の西本ですが、29ページに、仕事と生活の調和に関する制度の導入、効果的な運用を図っている企業の事例を紹介すると、普及啓発活動に向けた取組ということで記載されておまして、この間に私が目にしたところで、これは、もう皆さん、ご存じだと思わんですが、ある大手の宅配便業者で女性を大量に採用するという記事が載ってありました。こういったのはすごくいいことですし、ニュースとか記事にならないものでも、例えば私の個人的につき合いのある鉄道会社で、具体的に言うと京浜急行電鉄ですが、ある駅のオペレーションは女性のみスタッフでやっているということを試行的に始めたという事例がございます。運送とか、そういう鉄道とかというのは、従来は男性の分野というふうに思われていたのに、会社、企業がそういった取組を行うことによって、世の中も変わりつつあるんじゃないかなというふうに思います。

ニュースになるのは積極的にニュースにしているんだと思うんですが、先ほどの鉄道の事

例なんかはどこを見てもニュースとして出てこないんですね。我々も、そういう情報を敏感にキャッチして、いろいろ皆さんで情報を共有化していく。この答申（案）の実施に向けても、いろんないい事例がたくさん埋もれていると思います。

ですから、そういった意味で、こういう普及啓発活動の中に、企業の取組についての事例は、皆さんで情報を持ち合って、積極的に広めていくことで、それが加速度的に世の中を変えていくことにつながるんじゃないかと思いますので、意見というよりも今後の期待ということで、そういうふうな実務的な取組をしていただければということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○福原会長 ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおりだと思います。それには情報を細かく集めなければならないということもありますので、どうぞここにいらっしゃる皆さんも、そういう情報を拾われたら事務局のほうに伝えていただければ、また活用もできるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにございませんでしょうか。いかがですか。どうぞ。

○和栗委員 和栗でございます。

ただ今、西本委員からお話のあった事例については、企業でもいろいろな機会に表彰されるということがあって、トップはもちろん、そこに携わっている担当の方々は、大変名誉ということで、一層やる気になるという事例はたくさん聞いております。特に、東京都さんは、部局は違いますが、それぞれの部門でいろいろな賞を設けていただき、企業ではそれぞれ大切なものとして考えておりますので、表彰制度は今後ともぜひ推進していただきたいと思っております。

この中間のまとめに関する都民の意見を読ませていただいた中で、答申への評価で、「男尊女卑ではなくて女尊男卑を助長する。」というような意見が幾つかあったことについては、私としても意外に感じた次第です。恐らく男性の方の意見だろうと思いますが、男性の中にも、公平とか公正に関して現状に不満を持っている方々がいると改めて認識した次第です。

一方で、高齢化社会が既に多くの課題を持って進行しておりますので、今、大切なことは、国民あるいは社会全体で互いに支え合っていくことが課題解決の大きな方向だろうと思っております。

その中で、今まで以上に、女性の社会進出、活躍の場の拡大は極めて重要であります。働

く意欲のある女性の能力が十分発揮されますよう、行政の支援とともに我々企業側の努力で少しずつ前進すべきであると考えておりますし、会長のおっしゃったように、本審議会にご参加の皆様が、それぞれの立場で活動を推進していくことをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○福原会長 ありがとうございます。全くそのとおりだと思います。

それから、前のほうの話ですが、会社は、いろいろそういう機会をとらえて、情報を発信しているんじゃないかということでおっしゃるんですが、実は、やっている方が、気がつかないことがあるんですね。こんなことをやっているけれども、それは世の中で評価されるものだろうかというふうなことに大変何かじくじたるものがあるって、余り言うなよというふうな、そういう空気もあるんですね。ですから、ここには経営者協会とかここには商工会議所の方がいらっしゃるのですが、ぜひその会員の方々に、どんなことでも、試しにやることでも、できるだけ伝えてくださいというふうに言っていただいたほうがいいんじゃないかと思うのですが、それはぜひお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ、依田委員。

○依田委員 依田でございます。

私は、この前もちょっと商店街での女性がというお話をしましたが、今お隣でおっしゃったのでちらっと思ったのですけれども、私どもは、家庭の中は、商店街というのは、どちらかというとな女性がもう強いといいますか、そういう場面があるので、もしかしたらそういうお隣でおっしゃった男性の方たちは商店街の男性じゃないかと思ひまして。男女平等と申しましても、大変これは一概に言えないということは、そういう家庭の中で奥様に虐げられているというか、そういう男性が役をやりがってとっては申しわけないんですけれども、役をおやりになって、それで私たち女性に対しては、冷たくあしらうというか、その反動でそういうふうになるのかなど。この答申（案）をうちでいろいろ見させていただいたんですが、私たちは家庭の中ではどっちかというとな主導権を握っていますので、そういったことも、一概に男女平等といっても大変難しいなと痛切に都民の皆様の意見を見させていただいて思いました。

ただ、それだけなんです、ちょっと一言。

○福原会長 内弁慶の反動の行動なのかもしれませんね。先ほど依田さんの前におっしゃった商店会等で男女比率がどうなのかというようなことはありましたけれども、それは、実は5年前の行動計画に盛り込まれているんですね。ところが、これに盛り込まれても法律や

条例じゃありませんから、皆様が実行していただくほかないので、やっぱり社会全体でこういう考えを持っていただくということのほうが大事で、今回はもう入っているわけなんです、そういうことでございます。よろしくお願いします。

荒木委員。

○荒木委員 今回の都民の皆様のご意見を伺いまして、性が二分法であるということに、大きな変化が来ているのかなということを少し感じました。お書きになっている方は、多分、少数の方がたくさんのご意見を述べられていると思うのですけれども、確かに性は二分法ではないのです。中間の性の考え方もありますし、本当に中間性という性もありますので、様々な法律が男女になっておりますので、いきなり東京都で広げることは難しいかもしれないけれども、いわゆるこの中間にある性ということに関して考えていかなければいけない時代に入ったのだと思います。

もう一つは、男女の問題が今まで歴史的にずっと述べられていたのですが、今、日本において大きな問題は年齢とか年代による格差が広まっているということではないかと思えます。若いジェネレーションと高齢者、発言の力も違いますし、そういった年代格差を是正するという観点が今後大事というふうにも思いました。

また、東京都は、特に国際都市でございますので、グローバル化に即応するような人権ですとか、それから人々の力のあり方とか、そういうものが問題になってくるかと思えます。私は、メンタルの問題が非常に多いことにももちろん気がついておりますが、今、過重労働というよりも、レジリエンスといいたし、抵抗力が非常に弱くなっているというのを痛感しております。特に、若い方たちの社会性の未熟さといいたし、ちょっとしたことに対して非常に打たれ弱いなというのを感じておまして、中高年の方のまじめ一方で長時間労働に伴うメンタルヘルスと若い方のメンタルヘルスには大きな差があるように思っています、自分の力は社会的な責任を持って発揮するという教育が今後すごく大事なのかなと思っております。

ですので、男女共同参画の中に教育というのは、もう少し大きく、小さなお子さんから、それから老齢になるまで一貫した人権教育ですとか、自分が立ってそこに存在するという自立できる、独立できる、そういったものを教育する必要があるように思います。それは性教育ももちろん中に含まれます。

あとは、人材の育成ということで、ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、育児、介護が必須なのですが、保育士さん、介護師さんの人権とか労働がちゃんと担保されている

のかというのが疑問で、そういう意味ではワーク・ライフ・バランスを推進するための人材育成にもう少し言及すべきではないかと思いました。

以上です。

○福原会長 ありがとうございます。ただいまおっしゃった中で男女二分法みたいなことの話なんです、多分、これは、社会通念として男女二分法が態勢でありますので、将来の問題としてそういうことも考えていく必要があるということではないかと思っています。

それから、教育ですとか人材育成の問題についてはおっしゃるとおりですので、これは、この審議会にかかわらず、次の機会でもぜひ取り入れていくべき話題ではないかと思いました。ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

○駒崎委員 フローレンス代表の駒崎です。

まず初めに、この2つの答申を一生懸命つくられた委員の方々、そして事務局の方々に深い感謝と敬意を表したいと思います。

そして、私から今後の実務的な件に関して期待を込めて申し上げたいと思うところは、こうした本当に完成度の高い答申をもっともっと多くの人々に知ってもらい必要があるだろうというふうに思います。やはり普通に生きている中で、人々は、男女平等参画について議論を交わしたりであるとか、あるいは配偶者暴力に関してひざを詰めて話し合ったりということはなかなかしないものです。ゆえに、関心というのは、どうしても低くならざるを得ない側面はあるのではないかなというふうに思っています。

そうしたところで、しかしながら東京としては、非常に微に入り細に入り精緻な議論を積み重ねて、このような方向性を打ち出そうとしているということに関しては、やはり国民、都民としてはもっともっと知るべきであろうというふうに思います。パブリックコメントがわずか41件しか配偶者暴力に関して来ないというようなことが、ある種の関心の低さというものを如実に表してしまっているのではないかなというふうに思います。

ですので、こうした審議会における議論のプロセスというのは、もう少し透明性を高く世に広めていってはどうかというふうに思います。もちろん、議事録というものは、後々、公開されるのではありまじょうが、しかしながら例えばこうしたところで交わされる議論は、インターネット等を活用してリアルタイムに発信していくということはできるのではないかなというふうに思います。

例えば、私が政策調査員をさせていただいていました内閣府における「新しい公共」推進

会議というものがあります。これは総理も出席していた審議会ですけれども、こちらのほうは、ユーストリームというインターネットサービスを使って、リアルタイムにその議論というのをすべて出していました。また、そこでのツイッターでの中継というものも許可し、より広く新しい公共にかかわる話題というものを議論してもらおうというようなことで試しました。もちろん、ユーストリームで審議会というのはなかなか見慣れぬことですので、見ている人は数百人というレベルにとどまりましたけれども、それでも政策の意思決定プロセスというものが国民に開かれるということは、非常に草の根民主主義を推進する上で重要な一歩だったのではないかなと思います。それ以降、政府の審議会においては、基本的にはユーストリーム中継というものが原則になっているということがございます。

ですので、そのような形で、こうしたプロセスそのもの、意義深いやりとりを広く都民に開いていったらいかかなというふうに思いました。

○福原会長 ありがとうございます。駒崎委員はこの審議会の透明性ということについて言及されたんですが、この審議会は原則として、透明性、公開ということになっておりますが、次の段階として、ユーストリームまで使ってでも、審議の経過を皆さんに共有していただけるかどうかということについては、これは次回以降の審議会であるというふうに思っていますので、これまでの審議会については、大体この程度が東京都として一番透明性なやり方であるというふうに考えられてきたわけです。参考にさせていただきます。

では、古賀委員。

○古賀委員 先ほどのこの取組、計画あるいは今までの法律を含む制度が男女二分法に偏り過ぎているのではないかというご指摘については、私は異なる意見を持っております。

昨年12月に国の第3次の男女共同参画基本計画が閣議決定されまして、その中に男女共同参画社会基本法には全く触れられていない性的指向という言葉が初めて登場したわけです。いわゆる異性に対して愛情を持つことが異性愛、それから同性同士、いわゆる男性と男性、女性と女性に対しての同性愛、それから両方に対して愛情を感じる両性愛、そういう形態のものがあるというのです。私は同性愛を含む人の恋愛感情の形態については例外で、男女の愛があくまで基本であるという原則は、揺るがすべきではないというふうに思うのですね。

先月、ブータンの国王ご夫妻が、ヒマラヤの王国から、31歳と21歳の若き国王、そして同妃が我が国を訪れました。やはりあの姿に私たちは、男女の一つの理想とまでいかなくても、ごく普通にすばらしいカップルだなというものを感ずるわけで、国会で演説をされたブータン国王の演説の中にも、家庭を守るとか、それから個人よりも、地域社会、国家の望

みを優先する、また自己よりも公益を大事にする、そういう価値観によって両国は結ばれているという、国民の多くの方が大変感銘したと思いますけれども、演説をされました。

あくまで基本的には、男性と女性の出会いが、それら家族、家庭を形成する、そういう基本があつて、社会が成り立っているということを踏まえなければいけないというふうに思います。あくまで性的な少数者の方の問題は人権問題として取り扱うべきであり、医学的な見地からのこれは検討も必要でありますから、この男女共同参画の基本計画を今回定めるに当たって、その内容に、性的少数者の問題あるいは男女を基本とする社会の構成を疑問視するような見解は、私は避けていただきたい。

会長はちょっとそういうことも匂わされたんですけれども、私は意見を異にしておりますので、あくまで原則基本を中心とした考え方で、計画をまとめてもらいたいというふうに思います。

以上です。

○福原会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございますでしょうか。

どうぞ、高橋委員。その次に岡部委員でお願いします。

○高橋（史）委員 今の意見に関連して意見を申し上げたいと思いますが、今日、20ページの意見を事務局の方が読み上げられました、1と3ですかね。そして、22ページの中間のまとめ全般についての中で、先ほどから出ております女尊男卑、これが、6、10、14の意見に共通しております、似たような意見が、13、15、16と合計16人に見られるわけでございますが、なぜこういう都民の意見が多く見られるかという背景に、私は性差と性差別の混同があるというふうに考えております。つまり、性差の区別と差別というものを混同しているのではないかと。つまり、答申の56ページでございますが、教育・学習について触れておりますけれども、その4つ目の○のところでございますが、学校教育においては、児童・生徒が男女の互いの違いを認めつつ、これは性差を認めるということですね。固定的役割分担意識にとらわれず、これが性差別意識、つまり男女共同参画というものは、男女の社会参加の機会均等、性差別というものを排除しようとするのが目的であつて、性差そのものを否定するというものではないはずなんです。これが違いを認めるということでございます。

そして、このことが、都民の意見では20ページの意見1でございますが、男女の脳の働きには違いもあると指摘されました。先ほど中間性のことが出てまいりましたが、もちろんそれについても配慮は必要ですけれども、そのために性差そのものを否定してはいけません。遺

伝子とか脳科学の研究などによって、男と女の脳に差があるということは分かっております。

従いまして、もちろん男女の区別と差別の境界については、慎重に検討する必要があるんですけども、区別と差別を混同することによる弊害、このことについては十分に配慮する必要があるということを申し上げておきたいと思っております。

○福原会長 なるほど、ありがとうございます。

岡部委員、お願いします。

○岡部委員 商工会議所の岡部でございます。

○岡部委員 商工会議所の岡部でございます。

全体的に大変よくまとめていただいていると思っております。特に関心事項は、既に述べられた委員の方との重複は避けますので、35ページの第3章あたり、「特別な配慮を必要とする男女への支援」の中、この35ページの書きぶりはこれで納得しておりますが、とりわけ、もちろんいずれも大事でございます、36、37、38、39、大事でございますが、最近、特に懸念しておりますのは、やはり41ページ、「若年層への支援」のところでございます。ここに書かれてある現状はそのとおりかと思っておりますが、とりわけ、これから経済産業構造が変わるとかグローバル化の中で、企業の採用形態も、ますます変わってくる、多様化してくる中で、そういう時代に適応していくような若者、これは男女に関わらず育てていかなきゃいけない。これは、事業者団体も当然責任はございますが、やはり教育機関、大学、高校あるいは専門学校の方々にも、十分これからも意識を高めていただければと思います。

やはり職業意識というか就業意識というか、そういうものも大変大事じゃないかと思っております。そういうものが希薄になっているかどうか分かりませんが、採用する企業側もいろいろな形で厳しさを求めていますし、働く方についても今まで以上に自覚を持っていただかなきゃいけないと、そういうことをここにいろんな形で、42ページ、43ページに書き込んでいただいておりますが、ぜひ実効性を、各部局でもう既にやっていたいただいておりますが、高めていっていただければと思います。

とりわけ43ページのほうに書いてあります私どもがやらなければいけないマッチング、ミスマッチの解消などにつきましては努力してまいります。そのためには、若い方々の職業意識につきましては、何らかの方法を深めていっていただければと思います。

インターンシップでも結構でございますし、あるいはいわゆる国が今やっておりますジョブカードに基づく有期雇用による6カ月程度の研修で職場に一時的に入らせていただいて、職場体験していただくとか、様々な施策は展開されておられますので、ここにその意味が込め

られていると思いますので、ぜひ期待を込めて、様々な施策を実行していただきたいと思っております。

以上でございます。

○福原会長 ありがとうございます。

ただいまの意見も含めて、先ほどから皆さんがおっしゃっていらっしゃるの、こういう計画をつくっても、その発信、普及、それから啓発、こういうものに手を抜いてはならないということなんですね。どうもそのように考えています。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ、湯澤部会長。

○湯澤部会長 経済的な格差、貧困といった視点から少し発言させていただきたいと思いません。

昨今、国立社会保障・人口問題研究所のほうから、新聞報道もなされましたが、貴重なデータが公表されております。2007年の国民生活基礎調査をもとに、その個票を使って再分析されたデータですけれども、貧困線に満たない状態にある方々がどのぐらいいるかという相対的貧困率についてですが、単身女性の場合に勤労世代のひとり暮らしの女性の貧困率は32%であったと。約3人に1人がそのような状況に置かれていて、65歳以上のひとり暮らしの女性は52%、それからこの計画の中でも取り上げられておりますひとり親世帯においては、母子世帯では57%と2人に1以上が貧困線に満たない暮らしをしている。ここでの貧困線は149万円というふうに示されているかと思えます。このような本当に厳しい実態がございます。今回、公表のものとは違いますが、厚労省から公表されている全体の貧困率は15.7%ですから、いかに女性の貧困に関する数値が高いかということが改めて確認されました。

ですので、この計画の中でも、例えば10ページのところで、男女労働者間の格差の解消を図る必要など述べられているところもございますが、このような差し迫った現状にあるという認識のもとで、ぜひ実行段階において施策の詳細も工夫していただければというふうに思っています。

以上です。

○福原会長 ありがとうございます。結果の平等というか修正みたいなことになるわけですが、それは、やっぱりこの計画がきちんとできているかどうか、それから先ほどお話ししたように、発信してそれを啓発する活動が十分かどうかということにも関わっているのではないかと思います。

ですから、事務局、東京都のほうにもそのことは十分認識していただく必要があると思っています。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、いろいろご意見をいただきましてありがとうございます。

次に、「東京都配偶者暴力対策基本計画改定に当たっての基本的考え方について」の答申（案）についての検討を始めたいと思いますので、どうぞご意見をちょうだいしたいと思います。

古賀委員。

○古賀委員 私は、前回の総会で、この基本計画の名称について、東京都配偶者等、「等」を入れることについては、反対の意見を表明いたしました。今回、都民の皆様の意見でも両方の考え方が示されているわけでありませけれども、部会でご検討いただいて、全体としてはおまとめいただいたことに、私も感謝申し上げますけれども、この名称については、やはり「等」を含めるということについてはどうしても納得しがたいものがありますので、もう一度、私の意見を補強する意味で簡単に申し上げておきたいと思います。

先ほどの国の第3次の男女共同参画基本計画のことを申し上げましたけれども、そこに出てくる性的指向という、これは基本法にもない言葉が初めて登場して、いわゆる男性と女性の異性間の愛に基づく男女の関係というものを、同性愛と、それから両方が好きになるという両性愛と並列に並べて同列に論じていることは、やはり大変な違和感を感じます。

やはり国のこういう基本計画に、本来、人権の課題として取り上げるべきものを含ませているということは、将来この「等」が、同性愛とか両性愛を対等に扱い、なおかつアメリカなどでは、既に同性婚を認めている州が6州、それから首都ワシントンなどがありますし、ヨーロッパにも堂々とそのことを公言している政府の指導者もいるわけです。

つまり日本は、あくまでこれらの3つの愛というものを政府の公文書で同列に並べるという考え方は、とるべきでないというふうに私は思います。しかし現政府においては、今年の4月にオーストラリアの首相が同姓のパートナーを伴って日本を訪問いたしまして、事実婚のこの外国首脳に天皇陛下との謁見を認めているわけです。国においては、こういう形で、日本の伝統的な結婚の価値観とか、そういうものが崩されてきているような気がいたします。

ぜひ、私は、若年、若い人たちのこういう男女間の暴力等については、既に東京都でも相談業務は現に行われておりますし、今までの解釈において、この「等」を入れなければ何か不都合が生じるということはないというふうに思います。戸籍法に定める婚姻届を出して、

法律上の婚姻が認められるということを見做すのか、同姓婚や事実婚でも対等に扱うということで、そういう価値観の意思表示というものをこれから私たちの社会が認めていくのかどうかということは慎重でなければならないというふうに思います。

ですから、今回の名称については、再度、同じことを申し上げて大変恐縮でございますけれども、配偶者「等」などを入れる必要性を私は感じないということでございます。

以上です。

○福原会長 ありがとうございます。

これについて、それではその前に松田委員。

○松田委員 せたがや子育てネットの松田です。地域で特に未就学の子育て支援に関わっています。

DVは児童虐待ともとても密接につながっている課題だというふうに思っています。こちらの分野についてなかなか不勉強なんですけれども、この「等」を入れるか入れないかというところも、ちょっと私たちにはまだ難しい課題だと思いますけれども、何より暴力を受ける方が守られるような、そういった体制になるのであれば、「等」を入れていただいて、きちんとその方たちが守られるようにというところは、私はとても大事だと思っています。文化やこの国の歴史ということも本当に大事で、私たちは引き継いでいかなければいけない年代だとは思っていますが、何より命を守るという視点でぜひ検討いただけたらと思います。

ありがとうございます。

○福原会長 ほかにございませんでしょうか。

西本委員。

○西本委員 西本です。古賀委員のご指摘に対して、若干ですが、意見を述べさせていただきます。

これは、部会の中で、当然最後の部会でも議論になったんですが、都民からいただいているご意見は、国の基本方針に即して定めなければならないのに、「等」を入れることによって国の基本方針に反するのではないかという内容と、法律の配偶者の定義から踏み出すものであるという内容、あと3つ目をあえて挙げれば、内容があいまいになる懸念があると。この3つに関しては、「等」を入れることによって、いずれにも該当しないというふうに考えました。

国の基本方針については、配偶者暴力については、法律にも定められているように、まず法律上は、法律上の配偶者に限定されていないというのは、皆さんはご存じだと思います。

事実婚においてもそうですし、あるいは婚姻を解消した後の対応についても同じです。要は、特別な支配関係にある中でこういう暴力が起きやすいと。それが、余り公にならない危険性があるために、危険が増大すると、そういうためにこの法律が定められているということです。

ですから、法律の趣旨に反することはないということが1つです。

そういう堅苦しい話はともかく、私としては、これは答申(案)の8ページをご覧くださいたいんですが、配偶者暴力防止法の認知度という表がございます。これは、男性、女性、全体、傾向はほとんど変わらないんですが、平成18年4月と平成21年3月を比較すると、法律があることも、その内容も知っている人がかなり減っています。法律があることを知っているが、内容はよく知らない。これは、配偶者暴力防止法という法律はあるなと聞いたことはあるけれども、内容は知らない。実態は、この法律の内容についてほとんど知らない人たちです。そうすると、これは、18年のときも問題なんですけど、8割以上で、21年度は9割近くの方が、配偶者暴力の法律の内容については知らないという、そういうことになろうかと思っています。

そういう事態からすると、例えば都が配偶者暴力について取り組んでいるよという、配偶者、私は関係ないのねというふうを受け取られるよりも、むしろ配偶者等ということで、よくよく中身を見ると、デートDVの救済もやっているよ、そういったことを広く知らしめたいと。テーマというのは非常に重要でございますので、「等」を入れるか入れないかについて窓口が広げられるかどうかという、そういった効果もございます。

答申の内容については、「等」を入れることによって、私は、全く弊害はないというふうに思っております。広く告知したい、そういう思いで、ぜひ「等」を入れていただければというふうに考えております。

○福原会長 ただいままで、「等」を入れるか入れないかについて、両論ご意見を披歴していただいたわけですが、都民から寄せられたパブリックコメントでもやはり両論あるということで、これは、ここで軽々しく決めるということではなくて、十分にもう一度考えさせていただいて、最終的に決めさせていただくということが必要じゃないかと思っています。

法律的には問題ないという、今、西本委員のお話がありましたが、そのことも踏まえて、いろんな世の中の実態がどうなっているかということも踏まえて、この精神が徹底するには、どちらがいいのかということが大事だと思いますので、そのように考えさせていただきたいと思っています。

高橋委員、どうぞ。

○高橋（史）委員 今3ページでしょうか、都民意見の3番ですか、ここに、先ほどもご指摘がございましたが、配偶者の定義から踏み出すとか、「等」を入れることによって内容もあいまいになる懸念があるため、名称の変更は必要ないという、そういう意見が3件あるということでございますが、その後の考え方のところ、下から2行目でございますが、今回の改定に当たっては、今後、若年層における交際相手からの暴力を防止するための取組を一層充実させる必要があることから、名称の変更について検討することを提言していますということでございますが、既に東京都の計画におきまして、その交際相手からの暴力への対応ということに取り組んでいるわけでございますので、この理由をもって変更するという必要はないというふうに思います。

○福原会長 ありがとうございます。

いずれにしても、両論あるということでございますので、もう少し慎重に考えさせていただきたいと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

ほかにご意見がないようですので、十分な、活発なご意見をいただきましてありがとうございました。

本日のご意見を踏まえて、最後の答申（案）でなくて、案をとって、答申を作成することになりますが、その手続につきまして事務局から説明をいたします。

○事務局（菊地） 今後の予定をご説明いたします。お手元にあります資料6をご覧ください。

答申（案）につきましては、本日ご審議いただきました内容及び追加の意見をあわせて事務局で修正させていただきたいと思えます。

なお、追加のご意見につきましては、師走のお忙しいところ、大変恐縮でございますが、本日から1週間後の12月26日月曜日までに文書にて事務局にお寄せいただければと存じます。修正案につきましては、会長及び両部会長にご確認をいただき、最終調整したものを答申とさせていただきます。

なお、答申の最終調整並びに知事への答申につきましては、会長にご一任いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○福原会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、最終調整と知事への答申については、会長一任というご提案があるわけですが、委員の皆様からいただきましたご意見は、今までもそうですが、今回も可能な限り答申に反映しなければならないと存じますので、最終調整、それからさらにそれが終わってから知事への答申につきましては、ご一任をいただくということによろしゅうございますでしょうか。

それでは、異議なしということです。

○事務局（菊地） それでは、会長に最終確認をいただき、答申につきましては1月に全員の皆様にお送りしたいと存じます。その後、知事への答申を行い、同日付で報道発表を行う予定でございます。また、知事からの諮問事項であります両計画の改定に当たっての基本的考え方につきましては、総会及び部会における審議は本日終了したわけでございますが、本審議会は、計画に関する審議だけではなく、男女平等参画に関する重要事項を調査・審議する場とされております。委員の皆様の任期は平成25年7月までの2年間でございますので、今後の在任期間の中で新たなテーマについてご検討をお願いする場合もあるかと存じます。その節は、会長と相談の上、委員の皆様にご連絡させていただきますので、引き続きお力添えを賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○福原会長 これで本日の議題はすべて終了いたしましたわけでございますが、特に何か追加するご意見はございますか。

今、事務局からお話ししましたとおり、本日、発言が足りなかった、あるいは発言すべきであったというようなことがございましたら、ぜひ12月26日月曜日までに文書でご意見をちょうだいしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、両部会長には、答申の取りまとめまで年末年始のお忙しい時期にご苦勞をおかけするわけですが、どうぞよろしくお願いいたします。

私の感想でございますけれども、このような取組はもう少し前から出発させないと、慌ただしく何回も皆様に集まっていたいただいて逐条審議していただくというのはとても大変なことだと思うので、次回、これは5年後になるでしょうけど、見直しの場合には、もう少し早目にスタートして、もうちょっと議論を深めてから始めたほうが良いような気がいたしました。

そういうわけで、委員の方々、それから特に両部会長と両部会に属した委員の方々には、大変ご迷惑なり、あるいはご苦勞をおかけしたわけですが、それではこれもちまして、東京都男女平等参画審議会の第3回の総会を閉会させていただきます。暑い7月の発足以来、

委員の皆様には短期間にご無理なお願いをしたわけでございますけれども、惜しみない協力とご熱心なご審議をいただいて今日に至ったわけでございます。委員の方々のご尽力、ご協力に改めて感謝を申し上げたく、ありがとうございます。

長時間にわたってご協力、ありがとうございました。これをもって、本日の総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午前11時43分 閉会